

第3回嬉野市議会定例会議案

平成27年8月28日提出

嬉 野 市

報告番号	提出年月日	報告名	頁
7	平成27年8月28日	議決事件に該当しない契約の報告について	1
8	〃	平成26年度嬉野市一般会計継続費精算報告書について	4
9	〃	平成26年度嬉野市健全化判断比率の報告について	7
10	〃	平成26年度嬉野市資金不足比率の報告について	8
11	〃	専決処分（第5号）の報告について	9

議案番号	提出年月日	議案名	頁
59	平成27年8月28日	嬉野市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	11
60	〃	嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について	16
61	〃	平成27年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）	別冊
62	〃	平成27年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
63	〃	平成27年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）	〃
64	〃	平成27年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）	〃
65	〃	平成27年度嬉野市浄化槽特別会計補正予算（第1号）	〃
66	〃	平成27年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）	〃
67	〃	平成27年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）	〃
68	〃	平成26年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定について	別冊
69	〃	平成26年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃
70	〃	平成26年度嬉野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃
71	〃	平成26年度嬉野市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について	〃
72	〃	平成26年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について	〃
73	〃	平成26年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について	〃
74	〃	平成26年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について	〃

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
75	平成27年8月28日	平成26年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画 整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について	別冊
76	〃	平成26年度嬉野市水道事業会計決算認定について	〃

諮問 番号	提出年月日	諮 問 名	頁
2	平成27年8月28日	人権擁護委員候補者の推薦について	18
3	〃	人権擁護委員候補者の推薦について	19

報告第 7 号

議決事件に該当しない契約について

嬉野市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例（平成26年嬉野市条例第41号）第2条の規定により下記のとおり報告する。

平成27年8月28日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

記

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額 (円)	契約の方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
平成27年 第3回 定例会								
1	財政課	平成27年度 みゆき公園下水道接続工事 (A工区)	みゆき公園	3,736,800	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙546 (有)山中 代表取締役 山中岩男	H27年 6月 23日	H27年 6月 23日 ~ H27年 8月 31日
2	財政課	平成27年度 みゆき公園下水道接続工事 (B工区)	みゆき公園	3,553,200	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字不動山乙 152-1 飯田設備 代表者 飯田利光	H27年 6月 23日	H27年 6月 23日 ~ H27年 8月 31日
3	文化スポーツ振興課	平成27年度 社会文化会館整備工事	嬉野市社会文化会館	4,212,000	随意契約	嬉野市嬉野町大字岩淵川内甲218-2 黒木建設株式会社嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口勇	H27年 6月 26日	H27年 6月 26日 ~ H27年 8月 31日
4	子育て支援課	平成27年度 大草野小学校学童保育室設置工事	大草野小学校	5,546,880	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字吉田乙63-1 (有)浜野工務店 取締役 濱野利三	H27年 6月 5日	H27年 6月 5日 ~ H27年 8月 10日
5	農林課	平成27年度 (26繰越) 農林地崩壊防止事業 下野辺田地区工事	嬉野市塩田町大字馬場下	1,706,400	指名競争入札	佐賀市富士町大字下龍川 159-68 朝富士建 代表取締役 牧園 博文	H27年 6月 10日	H27年 6月 10日 ~ H27年 8月 31日
6	農林課	平成27年度 (26繰越) 農林地崩壊防止事業 上不動地区工事	嬉野市嬉野町大字不動山	4,179,600	指名競争入札	佐賀市富士町大字下龍川 159-68 朝富士建 代表取締役 牧園 博文	H27年 6月 10日	H27年 6月 10日 ~ H27年 8月 31日
7	農林課	平成27年度 (26繰越) 林道災害復旧事業 林道木場上下不動線災害復旧工事	嬉野市嬉野町大字不動山	1,890,000	指名競争入札	佐賀市富士町大字下龍川 159-68 朝富士建 代表取締役 牧園 博文	H27年 6月 10日	H27年 6月 10日 ~ H27年 8月 10日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額 (円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
平成27年第3回定例会								
8	農林課	平成27年度(26繰越)農林地開墾防止事業・広川原地区工事	嬉野市嬉野町大字吉田	5,042,520	指名競争入札	徳島市北条多額額1417番地1 日本建設技術専門学校 代表取締役 原 裕	H27年6月10日	H27年6月10日
9	建設・新幹線課	平成27年度 横竹ダム親水公園陶板補修工事	嬉野市嬉野町大字吉田	1,892,160	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙1038番地 古川建設 代表 古川 六	H27年6月4日	H27年6月4日
10	建設・新幹線課	平成27年度 九州新幹線西九州ルート受託事業 佐賀トンネル湧水排水施設整備工事	嬉野市嬉野町大字下野	42,444,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字岩尾川内甲218番地2 風水建設(株) 藤野克店 取締役藤野天彦 山口 勇	H27年6月30日	H27年6月30日
11	建設・新幹線課	平成27年度 嬉野総合運動公園サブグラウンド整備工事	嬉野市嬉野町大字下宿	28,080,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿丙1746番地 (株) 神近建設 代表取締役 神近 利久	H27年7月3日	H27年7月3日
12	建設・新幹線課	平成27年度(26繰越)市道温泉駅一丁田線道路築造工事	嬉野市嬉野町大字下宿	40,176,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿甲4065番地1 (株) 小川組 代表取締役 小川 辰弘	H27年7月1日	H27年7月1日
13	建設・新幹線課	平成27年度 社会資本整備総合交付金事業 市道諸津線道路防炎工事	嬉野市嬉野町大字下野	14,605,920	指名競争入札	嬉野市北条多額額1417番地1 日本建設技術(株) 代表取締役 原 裕	H27年6月10日	H27年6月10日
14	建設・新幹線課	27補第2号 市道西川内野仁田線道路補修工事	嬉野市嬉野町大字吉田	1,890,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿丙2320番地2 (有) 井手通園土木 取締役 井手 勝広	H27年8月3日	H27年8月3日
15	建設・新幹線課	平成27年度 九州新幹線西九州ルート受託事業 駅周辺下水道管移設工事	嬉野市嬉野町大字久吉田	56,592,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字五町田甲269番地 山口・神近建設共同企業体 山口建設株式会社 代表取締役 山口 真彦	H27年8月6日	H27年8月6日
16	環境水道課	平成27年度嬉野市営浄化槽事業H27-002号外浄化槽設置工事	嬉野市塩田町大字久吉田 地内	2,980,800	指名競争入札	嬉野市塩田町大字五町田乙4-2 西野住宅設備 代表者 西野和博	H27年6月8日	H27年6月8日
17	環境水道課	平成27年度嬉野市営浄化槽事業H27-005号外浄化槽設置工事	嬉野市塩田町大字久吉田 地内	3,348,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字久吉田502-1 有限会社セイワ工業 代表取締役 大河内正義	H27年6月5日	H27年6月5日
18	環境水道課	平成27年度嬉野市営浄化槽事業H27-008号浄化槽設置工事	嬉野市塩田町大字久吉田 地内	1,346,760	指名競争入札	嬉野市塩田町大字常盤下甲1806 有限会社高嶋ボンプ店 代表取締役 高島義孝	H27年6月16日	H27年6月16日
19	環境水道課	平成27年度嬉野市公共下水道事業 井手川内地区汚水技術布設(1工区)工事	嬉野市嬉野町大字下野 地内	17,442,000	随意契約	嬉野市嬉野町大字常盤川内甲218-2 黒木建設株式会社 嬉野支店 取締役 嬉野支店 長 山口 勇	H27年7月27日	H27年7月27日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額 (円)	契約の方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
平成27年 第3回 定例会								
20	環境水道課	平成27年度嬉野市公共下水道事業下宿地区枝線管渠布設工事	嬉野市嬉野町大字下宿地内	2,937,600	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字吉田丁3049-18 有限会社杉原建設 代表取締役 杉原康一	H27年6月30日	H27年6月30日 ～ H27年8月31日
21	環境水道課	平成27年度市道築城大橋支線配水管布設工事	嬉野市嬉野町大字下宿地内	3,423,600	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字平動山乙162-1 飯田設備 飯田利光	H27年7月3日	H27年7月3日 ～ H27年8月31日
22	環境水道課	平成27年度岩ノ下浄水場表洗水配管更新工事	嬉野市嬉野町大字吉田地内	1,566,000	随意契約	福岡県東区東区中島町1-10-10 株式会社 株式会社神楽楽業（株）ノリユーション 九州支社 支社長 野下昌博	H27年5月18日	H27年5月18日 ～ H27年7月31日
23	教育総務課	平成27年度嬉野中学校排水設備工事	嬉野中学校	7,020,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙989 代 表取締役 中野 洋一	H27年6月5日	H27年6月5日 ～ H27年8月31日

・履行の場所：庁内の場合は所属の名称、庁外の場合は実施場所

・契約の金額：消費税を含む契約総額

・契約の方法：一般競争入札、条件付き一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別

報告第 8 号

平成 26 年度嬉野市一般会計継続精算報告書について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定により報告する。

平成 27 年 8 月 28 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

平成 26 年度嬉野市一般会計継続精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較					
				年額額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年額額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源	一 般 財 源			特 定 財 源	一 般 財 源			特 定 財 源	一 般 財 源			
						国庫支出金	地方債			その他	国庫支出金			地方債	その他	国庫支出金	地方債
			25	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				1,292,000		1,292,000	1,291,500		500		1,291,500		500				
			26	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				1,221,000		1,221,000	1,220,400		600		1,220,400		600				
3 民 生 費	2 児 童 福 祉 費	子ども、子育て支援事業計画高次事業	計	2,513,000	0	2,513,000	2,511,900	0	1,100	2,511,900	0	1,100	0	0	0	0	1,100

款	項	事業名	全 体 計 画				実 績				比 較								
			年額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳			一般財源				
				国庫支出金	地方債	その他		国庫支出金	地方債	その他		国庫支出金	地方債	その他					
9 消 防 費 1 消 防 費			24	193,724,000	84,500,000	103,700,000	0	5,524,000	193,724,000	84,500,000	103,700,000	0	5,524,000	193,724,000	0	5,524,000	0	0	0
			25	184,795,000	87,168,000	92,700,000	0	4,928,000	184,795,000	87,168,000	92,700,000	0	4,928,000	184,795,000	0	4,928,000	0	0	0
			26	193,730,000	50,100,000	136,400,000	0	7,230,000	193,730,000	50,100,000	136,400,000	0	7,230,000	193,730,000	0	7,230,000	0	0	0
			計	572,250,000	221,768,000	332,600,000	0	17,682,000	572,250,000	221,768,000	332,600,000	0	17,682,000	572,250,000	0	17,682,000	0	0	0
10 教 育 費 3 中 学 校 費		防犯行政無線整備 事業	24	244,608,000	35,298,000	193,700,000	10,000,000	8,602,000	182,787,500	35,298,000	139,600,000	6,000,000	1,889,500	61,812,500	0	51,100,000	4,000,000	6,712,500	0
			25	1,620,242,000	485,108,000	510,900,000	620,000,000	4,234,000	660,770,000	284,725,000	462,000,000	106,000,000	8,045,000	759,472,000	200,383,000	46,900,000	514,900,000	△ 3,811,000	0
			26	161,880,000	0	0	150,000,000	11,880,000	982,822,240	280,192,000	100,000,000	668,000,000	14,550,240	△ 821,042,240	△ 300,182,000	△ 100,000,000	△ 518,000,000	△ 2,850,240	0
			計	2,025,642,000	520,406,000	701,600,000	780,000,000	24,686,000	2,026,399,740	520,215,000	701,600,000	780,000,000	24,584,740	242,250	191,000	0	0	51,250	0
10 教 育 費 3 中 学 校 費		塩田中学校授業 業	24	244,608,000	35,298,000	193,700,000	10,000,000	8,602,000	182,787,500	35,298,000	139,600,000	6,000,000	1,889,500	61,812,500	0	51,100,000	4,000,000	6,712,500	0
			25	1,620,242,000	485,108,000	510,900,000	620,000,000	4,234,000	660,770,000	284,725,000	462,000,000	106,000,000	8,045,000	759,472,000	200,383,000	46,900,000	514,900,000	△ 3,811,000	0
			26	161,880,000	0	0	150,000,000	11,880,000	982,822,240	280,192,000	100,000,000	668,000,000	14,550,240	△ 821,042,240	△ 300,182,000	△ 100,000,000	△ 518,000,000	△ 2,850,240	0
			計	2,025,642,000	520,406,000	701,600,000	780,000,000	24,686,000	2,026,399,740	520,215,000	701,600,000	780,000,000	24,584,740	242,250	191,000	0	0	51,250	0

款	項	事業名	全 体 計 画 内 訳						実 績						比 較					
			年割額	左 の 財 源 内 訳			支出総額	左 の 財 源 内 訳			年割額と 支出総額 の 差	左 の 財 源 内 訳			年割額と 支出総額 の 差	左 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源	一 般 財 源			特 定 財 源	一 般 財 源			特 定 財 源	一 般 財 源			特 定 財 源	一 般 財 源			
					国 庫 支 出 金	地 方 債			其 の 他	国 庫 支 出 金			地 方 債	其 の 他			国 庫 支 出 金	地 方 債	其 の 他	
24	691,513,000	232,657,000	438,500,000	10,000,000	10,316,000	78,654,600	76,400,000	0	0	2,194,500	612,918,500	156,297,000	438,500,000	10,000,000	8,121,500					
25	1,000,857,000	458,132,000	270,000,000	270,000,000	2,725,000	1,391,925,000	481,597,000	199,200,000	10,628,000	381,068,000	23,465,000	420,500,000	70,800,000	7,983,000						
26	9,400,000	0	0	9,300,000	100,000	241,194,800	132,832,000	90,100,000	262,800	231,794,800	132,832,000	18,000,000	18,000,000	86,800,000	162,800					
計	1,701,770,000	690,829,000	708,500,000	289,300,000	13,141,000	1,701,714,300	690,829,000	289,300,000	13,065,300	55,700	0	0	0	55,700						

10 教育費 4 社会教育費
社会文化会館建設
事業

報告第9号

平成26年度嬉野市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成27年8月28日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	8.4	84.5

※「—」は比率が算定されないことを表している。

報告第10号

平成26年度嬉野市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成27年8月28日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

特別会計の名称	資金不足比率(%)	備考
嬉野市水道事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
嬉野市農業集落排水特別会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
嬉野都市計画下水道事業 嬉野市公共下水道事業費特別会計	—	〃

※「—」は比率が算定されないことを表している。

報告第11号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成27年8月28日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

議案第59号

嬉野市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

嬉野市個人情報保護条例（平成21年嬉野市条例第21号）の一部を別紙のように改正する。

平成27年8月28日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報の取扱い等について条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市個人情報保護条例の一部を改正する条例

嬉野市個人情報保護条例（平成21年嬉野市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「公平委員会」を削り、同条第6号を同条第9号とし、同条第5号の次に次の3号を加える。

- (6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (8) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第9条の見出しを「（保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用及び提供の制限）」に改め、同条第1項中「保有個人情報を当該」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第9条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用することができる。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により保有特定個人情報を特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために利用するときは、当該保有特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

3 第1項ただし書及び前項の規定は、保有特定個人情報の利用を制限する法令等

の規定の適用を妨げるものではない。

- 4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の組織又は職員に限るものとする。

(特定個人情報の提供の制限)

- 第9条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第10条中「保有個人情報を」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を」に改める。

第15条第2項を次のように改める。

- 2 次の各号に掲げる保有個人情報について、当該各号に定める者（第2号を除き、以下「代理人」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(1) 自己に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。） 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(2) 自己に係る保有特定個人情報 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人

第16条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第17条第1号中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に改める。

第22条第1項中「15日以内」の次に「（保有特定個人情報に係る開示決定等にあつては、30日以内）」を加える。

第24条第1項中「保有個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

第27条第1項中「保有個人情報が」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）が」に改める。

第29条第1項中「第37条第1項において同じ。」を削り、同条第2項中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に改める。

第30条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第33条第1項中「15日以内」の次に「（保有特定個人情報に係る訂正決定等にあつては、30日以内）」を加える。

第35条第1項中「保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

第36条の見出し中「提供先」を「提供先等」に改め、同条中「当該保有個人情報の提供先」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 保有個人情報(情報提供等記録を除く。) 当該保有個人情報の提供先
- (2) 情報提供等記録 総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)

第37条第1項中「保有個人情報が」を「保有個人情報(第29条第1項各号に掲げる保有個人情報(保有特定個人情報を除く。))に限る。以下この項において同じ。)が」に改め、同条第3項中「保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。次条から第40条までにおいて同じ。)」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(第29条第1項各号に掲げる保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。))に限る。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第9条の3の規定に違反して提供されているとき 当該特定保有個人情報の提供の停止

第38条第2項中「前条第2項」を「前条第3項」に、「法定代理人」を「代理

人」に改める。

第41条第1項中「15日以内」の次に「(保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。))に係る利用停止決定等にあつては、30日以内)」を加える。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第9条の次に2条を加える改正規定(第9条の3に係る部分に限る。)

番号法の施行の日(平成27年10月5日)

(2) 第36条に各号を加える改正規定(同条第2号に係る部分に限る。) 番

号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

議案第60号

嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について

嬉野市手数料条例（平成18年嬉野市条例第59号）の一部を別紙のように改正する。

平成27年8月28日提出

嬉野市長 谷口 太郎

理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号の通知カード等の再交付手数料を徴収することに伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 嬉野市手数料条例（平成18年嬉野市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第2中24の項を25の項とし、3の項から23の項までを1項ずつ繰り下げ、2の項の次に次のように加える。

3	個人番号の通知カード再交付	1枚につき	500円
---	---------------	-------	------

第2条 嬉野市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第2中4の項を次のように改める。

4	個人番号カード再交付	1枚につき	800円
---	------------	-------	------

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下乙2451番地

氏 名 筒井 幸治

昭和23年7月26日生

平成27年8月28日提出

嬉野市長 谷口太一郎

理由 人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める必要がある。

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 佐賀県嬉野市塩田町大字久間丙4750番地

氏 名 坂本 兼吾

昭和27年5月30日生

平成27年8月28日提出

嬉野市長 谷口太一郎

理由 人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める必要がある。